

奈良工業高等専門学校情報セキュリティ組織体制に関する規程

平成23年 1月17日制定

令和 4年10月13日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（構規則第98号。以下「対策規則」という。）の規定に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティ組織体制について定めるものとする。

(情報セキュリティに関する役職の設置)

第2条 対策規則第13条及び第18条の規定に基づき、本校の情報セキュリティに責任を持つ役職として、本校に次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職をもって充てる。

- 一 情報セキュリティ責任者 校長
- 二 情報セキュリティ副責任者 教務主事及び事務部長
- 三 情報セキュリティ推進責任者 教育支援センター副センター長（情報システム担当）

2 前項第三号に定める者を補佐する者として、情報セキュリティ副推進責任者を置き、前項第一号に定める者が指名する。

(情報セキュリティ管理者の設置)

第3条 対策規則第13条の規定に基づき、本校の情報セキュリティ業務を行わせるため、本校に情報セキュリティ管理者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 一般教科主任及び専門各学科主任
- 二 技術長
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 その他情報セキュリティ責任者が必要と認める教職員

2 前項第五号に掲げる者の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項に掲げる者に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報セキュリティ推進員)

第4条 対策規則第19条の規定に基づき、本校の情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題への対応を行わせるため、本校に情報セキュリティ推進員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員 各1名
- 二 総務課に所属する事務職員のうち総務課長が指名する者
- 三 教育研究支援室に所属する技術職員のうち教育研究支援室長が指名する者

四 その他情報セキュリティ推進責任者が必要と認める教職員

(情報セキュリティ管理委員会の設置及び業務)

第5条 対策規則第20条の規定に基づき、本校に情報セキュリティ管理委員会を置く。

2 情報セキュリティ管理委員会は、本校における次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、専門的及び技術的問題の審議は情報セキュリティ推進委員会に委ねるものとする。

- 一 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃
- 二 情報セキュリティポリシー、実施規則、実施規定及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査
- 三 情報セキュリティ教育
- 四 リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- 五 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- 六 例外措置の許可権限者の選任
- 七 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- 八 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- 九 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- 十 その他情報セキュリティに関する事項

(情報セキュリティ管理委員会の構成員)

第6条 情報セキュリティ管理委員会は、情報セキュリティ責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 情報セキュリティ副責任者
 - 二 情報セキュリティ管理者
 - 三 情報セキュリティ推進責任者
- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ責任者は必要に応じて情報セキュリティ管理委員会の委員を別に定めることができる。

(情報セキュリティ推進委員会の設置及び業務)

第7条 対策規則第22条の規定に基づき、本校に情報セキュリティ推進委員会を置く。

2 情報セキュリティ推進委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
 - 二 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
 - 三 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援
- 3 情報セキュリティ推進委員会は、前項に掲げる事項のほか、本校におけるネットワークの適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的として、次の各号に掲げる事項を行う。
- 一 ネットワークの管理運営に関する事項
 - 二 情報セキュリティに関する事項（前項第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）

三 その他ネットワークの利用に関する事項

(情報セキュリティ推進委員会の構成員)

第8条 情報セキュリティ推進委員会は、情報セキュリティ推進責任者を委員長とし、情報セキュリティ副推進責任者及び情報セキュリティ推進員を委員として組織する。

(管理運営部署)

第9条 対策規則第24条の規定に基づき、本校に情報セキュリティに関する管理運営部署を設置し、総務課をもって充てる。

2 管理運営部署は、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ副責任者の指示により、次の各号に掲げる業務を行う。

一 情報セキュリティ管理委員会及び情報セキュリティ推進委員会の運営に関する業務

二 情報セキュリティ管理委員会及び情報セキュリティ推進委員会の審議に関連する事項の取りまとめ

三 情報セキュリティに関する連絡と通報

四 情報セキュリティに関する文書の保管

附 則

この規程は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校ネットワーク管理室規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。